

「ディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業」
及び
「GX 分野のディープテック・スタートアップへの事業開発支援
事業」に係る公募要領

11月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
スタートアップ支援部

【公募期間等】

公募期間：2025年11月13日から12月22日

うち、事前相談期間：2025年11月13日から12月12日

提案受付期間：2025年12月15日から12月22日

【提出先および提出方法】

■NEDO ホームページの本公募ページ Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（「4. 応募の手続き等(1)書類提出の様式の入手」）のアップロードを行ってください。

■他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。

■再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。

■再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。

■アップロードするファイルは、一つの zip ファイルにまとめるなど、公募要領の指示に従ってください。なお、各ファイルにはパスワードは付けないでください。

【留意事項】

■登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されると提出完了です。受付期間内に受付番号表示まで完了するように余裕をもってアップロードしてください。

■入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。

■アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。

■通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

目次

目次.....	- 1 -
1. 件名.....	- 3 -
2. 事業概要.....	- 3 -
(1) 背景.....	- 3 -
(2) 目的.....	- 4 -
(3) 事業内容.....	- 4 -
(4) 事業に係る期間、補助金交付額上限等.....	- 5 -
(5) 出資・融資に関する取扱い.....	- 6 -
(6) 事業規模.....	- 6 -
(7) 交付規程について.....	- 6 -
3. 応募要件.....	- 7 -
(1) 提案者となる補助対象事業者.....	- 7 -
(2) 補助対象費用.....	- 9 -
(3) 補助対象事業.....	- 9 -
(4) 補助対象範囲.....	- 10 -
4. 応募の手続き等.....	- 10 -
(1) 提出書類の様式の入手.....	- 10 -
(2) 必要となる提出書類の確認・作成について.....	- 10 -
(3) 提出書類準備にあたっての留意事項.....	- 10 -
(4) その他の留意事項.....	- 11 -
5. 提出期限及び提出先.....	- 12 -
(1) 提出期間.....	- 12 -
(2) 提出先.....	- 12 -
(3) 提出方法.....	- 12 -
(4) 公募に関する問い合わせ.....	- 12 -
(5) 公募説明会.....	- 13 -
6. 応募に関する注意.....	- 13 -
(1) 出資または融資、株主構成等に関する注意事項.....	- 13 -
(2) 応募に関する注意事項.....	- 13 -
(3) 主任研究者について.....	- 14 -
7. 交付決定までのプロセス.....	- 14 -
(1) 審査から交付決定までの流れ.....	- 14 -
(2) 審査の方法について.....	- 15 -
(3) 審査内容.....	- 16 -
8. 補助事業の詳細.....	- 16 -
(1) 補助対象費用.....	- 16 -

(2) 補助事業実施中の進捗管理・計画変更への対応	- 20 -
(3) 交付決定等の取り消し	- 20 -
(4) 補助事業で取得した取得財産の管理	- 20 -
(5) 事業期間終了後について	- 21 -
9. 禁止事項及び不正防止について	- 21 -
(1) UPP 事業及び GX_UPP 事業内の複数申請の禁止	- 21 -
(2) 重複補助の排除	- 21 -
(3) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応	- 23 -
(4) 研究活動の不正行為への対応	- 24 -
(5) NEDO における研究不正等の告発受付窓口	- 25 -
(6) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	- 25 -
10. その他	- 26 -
(1) J-Startup、J-Startup 地域版及び J-Startup Impact	- 26 -
(2) 提案情報の管理	- 26 -
(3) 個人情報について	- 27 -
(4) 秘密の保持	- 27 -
(5) 情報公開について	- 27 -
(6) 交付にあたっての条件について	- 27 -
(7) 資金調達の留意点	- 27 -
(8) 株主変動の連絡について	- 28 -
(9) データマネジメントについて	- 28 -
(10) 「国民との科学・技術対話」への対応	- 28 -
(11) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて	- 28 -
(12) 申請実績・採択実績の利用	- 29 -
(13) NEDO 事業に関する業務改善アンケート	- 29 -
(14) 補助事業の事務処理について	- 29 -
(15) 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明をした場合の対応	- 29 -
(16) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況	- 29 -
(17) 特許出願の非公開に関する制度の留意点	- 30 -
(18) NEDO 公式 SNS について	- 30 -
(19) スタートアップと共同研究開発又は委託研究開発をする場合に受けることのできる税額控除の制度（研究開発税制 OI 型）について	- 30 -
(20) EBPM に関する取組への協力について	- 31 -
別紙 1 本事業の実施に関する留意事項	- 32 -
別紙 2 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（任意）	- 36 -
別紙 3 - ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について -	- 37 -

「ディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業」
及び
「GX 分野のディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業」に係る公募について

2025 年 11 月
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2025 年度から「ディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業（以下、「UPP 事業」という）」及び「GX 分野のディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業（以下、「GX_UPP 事業」という）」を実施します。これらの補助事業を行う事業者を、民間企業等から以下の要領で募集します。なお、本事業ではディープテック・スタートアップが事業化に取り組む革新的な技術の社会実装や商用展開へ向けた事業開発活動を支援し、社会課題の解決や経済成長（付加価値創出）、ひいてはディープテック・スタートアップの自律的なエコシステムの形成促進に資するユニコーン級のディープテック・スタートアップ（将来のモデルケースとなりうるディープテック・スタートアップ）の成長を加速させる事業として、英語名称は Unicorn Promotion Program (UPP) といたします。

また、政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 件名

ディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業（UPP 事業）

GX 分野のディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業（GX_UPP 事業）

※UPP: Unicorn Promotion Program

2. 事業概要

(1) 背景

「スタートアップ育成 5 カ年計画」（令和 4 年 1 月 2 8 日新しい資本主義実現会議）において、社会的課題を成長のエンジンに転換して、持続可能な経済社会を実現する観点から、日本にスタートアップを産み育てるエコシステムを創出し、第二の創業ブームを実現する方針が示され、この実現に向けて、スタートアップへの投資額を 5 年後に 10 倍を超える規模とすることや、将来においてユニコーンを 100 社創出すること等の大きな目標が掲げられています。

スタートアップの中でもいわゆる「ディープテック・スタートアップ」は、技術が確立するまでに長期の研究開発と大規模な資金を要し、その事業化リスクが高いと言われています。しかしながら、国際社会が多様かつ困難な社会的課題に直面する中、ディープテック・スタートアップの有する革新的な技術はこうした課題の解決に繋がり得るものであるとともに、革新的な技術に裏打ちされた新たな企業・産業の創出により我が国経済の成長を実現するポテンシャルを秘めています。

このため、長期的視野をもって、これらのディープテック・スタートアップの事業化に向けた幅広い研究開発活動の支援をすることによって、ディープテック・スタートアップに対する民間

からの投資の拡大を促しつつ、ディープテック・スタートアップの事業成長及びそれらが有する革新的な技術の確立・事業化・社会実装を加速させることが求められているところです。

また、「GX 実現に向けた基本方針～今後 10 年を見据えたロードマップ～」(令和 5 年 2 月閣議決定)や、「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」(令和 5 年 7 月閣議決定)において、上記の「スタートアップ育成 5 年計画」に掲げられた目標も踏まえ、GX 関連分野におけるスタートアップ企業の研究開発・社会実装支援等を抜本的に強化することが掲げられています。

一方、一定の研究開発を終えた後、それらの技術を実際に商用展開するためには、事業開発活動(商用の設備投資やソフトウェア投資、当該投資と併せて行う、研究開発の成果の有効性等を示すためのユーザー実証等)を行う必要があり、そうした段階においては、更に大規模な資金を要することが、昨今のディープテック・スタートアップの事業活動の進捗に伴い明らかになってきており、その支援ニーズが高まっています。

このような状況を踏まえ、2024 年 9 月 2 日付けで NEDO 法が改正され、鉱工業技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な活動に要する資金に充てるための補助金の交付業務が NEDO の業務に追加されました。UPP 事業及び GX_UPP 事業は当該業務として実施します。

(参考)

「スタートアップ育成 5 年計画」新しい資本主義実現会議

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/sdfyplan2022.pdf

「統合イノベーション戦略 2022」

https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2022_honbun.pdf

「GX 実現に向けた基本方針～今後 10 年を見据えたロードマップ～」

https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210002/20230210002_1.pdf

「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/pdf/gx_jikkou_kaigi1222.pdf

(2) 目的

「スタートアップ育成 5 年計画」に記載の目標の実現に向けて、本事業を通じて、ディープテック・スタートアップの事業成長及び有する革新的な技術の事業化・社会実装、またそれらに伴う新たな付加価値の創出を加速させるとともに、国内経済の活性化(社会課題の解決や経済成長、サプライチェーン企業への波及効果など)に大きく寄与するなど、将来のモデルケースとなるディープテック・スタートアップの創出を支援することで、自律的に循環するエコシステムの形成を促進させることを目的とします。GX_UPP 事業については、これらとともに、事業を通じた CO₂ の排出削減と経済成長を同時に実現する GX の推進を図ることを目的とします。

(3) 事業内容

NEDO は当該目的に沿って、補助金の交付に向けて UPP 事業及び GX_UPP 事業に応募する者(以下、「提案者」という)を公募します。また、NEDO は提案者が提出した補助金交付に係る提案書(以下、「提案書」という)や、当該提案書の内容を補完するために添付する必要書類(以下、「添付書類」という)をもとに、外部有識者等による評価に基づく審査を行い、補助金の交付先(以下、「補助事業者」という)を決定します。

なお、提案者は、1 回の提案受付に際しては、UPP 事業もしくは GX_UPP 事業のいずれか一方にのみ、応募できることとします。加えて、同一提案者の UPP 事業もしくは GX_UPP 事業の複数の同時受給はできません。後述する通り、両事業で、応募要件や対象とする技術分野等が異なりま

すため、自社のご提案に最も適合すると思われる事業を選択し、ご応募ください。

UPP 事業及び GX_UPP 事業は、補助事業者の事業性担保のため、伴走支援者と協調して支援する制度として実施します。具体的には、ベンチャーキャピタルやシードアクセラレータ、その他業としてスタートアップへの投資機能を有する金融機関等の法人（以下「VC 等」という）やコーポレートベンチャーキャピタル（以下「CVC」という）、その他営利を目的として経済活動をする会社（以下、「事業会社」という）からの出資や新株予約権が付いた金融負債、金融機関からの融資の態様等を勘案して審査において評価いたします。また、UPP 事業においてはその態様に応じて補助率を決定することとしており、詳細は（４）事業に係る期間、補助金交付額上限等をご参照ください。

[支援対象者のイメージ及び支援内容]

UPP 事業、GX_UPP 事業の概要及び支援対象者は、量産化やスケールアップのための主たる技術を確認したうえで、パイロットプラントや実環境での実証等により、少量の生産や一定の品質での製品・サービスの提供が可能な状態となっており、これまでの研究開発の成果を主要市場における顧客へ商用展開する段階の企業を想定しています。

また、本事業の終了時点においては、本格的に商用生産等を開始するなど、主要市場（メインストリーム）における顧客等が求める商用の仕様を満たす製品・サービスの提供が可能な状態となり、その顧客等から契約などのコミットメントを取得することによる継続的な売上実績の獲得が見込まれること、複数の顧客等との交渉により事業が本格的に拡大する期待や蓋然性を第三者に示しうる状態になることを目指します。

そのため、具体的には、主要市場の獲得を見据え、特定の顧客が求める仕様（品質・コスト・納期等）を満たす製品・サービスの提供を可能とするための商用設備やソフトウェアへの投資、更なる改良のほか、それらに伴うユーザー実証及び組織体制の整備等を支援します。

（４）事業に係る期間、補助金交付額上限等

① 事業全体の期間

UPP 事業は 2025 年度から 2027 年度までの 3 年間、GX_UPP 事業は 2025 年度から 2032 年度までの 8 年間実施します。（※）

（※）政府方針の変更等により、支援期間等は変更されることがあります。

② 個別事業の期間

UPP 事業は最長 2027 年度末、GX_UPP 事業は最長 4 年間の実施を可能としますが、補助事業期間は、具体的な事業開発目標を含めた一定のマイルストーン（数値目標が望ましい）をその理由と共に設定のうえ、申請して下さい。

③ 両事業の補助事業期間、NEDO 負担率、補助金交付額上限

以下の表の通り定めます。またそれぞれ、補助事業の総額（補助事業者負担分を含む）が 10 億円以上である必要があります。

	補助事業期間	NEDO 負担率	補助金交付額上限
UPP 事業	3 年以内 ※1	補助対象費用の 1/2 以内 もしくは 1/3 以内 ※2	30 億円
GX_UPP 事業	4 年以内	補助対象費用の 1/2 以内	50 億円

※1 最長で 2028 年 3 月まで。

※2 UPP 事業では補助対象費用の 1/4 以上の金額の出資を、NEDO が定める所定の期間内に得ることを出資報告書／出資意向確認書の提出により示す場合、NEDO 負担率は 1/2 以内とする。それ以外の場合、NEDO 負担率は 1/3 以内とする。また、GX_UPP 事業では、NEDO 負担率は 1/2 以内とする。

(5) 出資・融資に関する取扱い

UPP 事業及び GX_UPP 事業では、所定の期間(※3)と同一の期間内に、VC 等や CVC、事業会社からの出資(※4)や融資(※5)が行われる場合、当該出資の態様等を勘案して審査において評価します。

また、いずれの事業においても、採択決定日以降の NEDO が指定する日までに VC 等または CVC が株主構成に加わっていることが必要となります。なお、応募時点で既に上場しているスタートアップにあっては、上場前に VC 等または CVC が株主に加わっていたことが必要です。

※3 「所定の期間」とは、提案締切日の 6 ヶ月前から採択決定日以降の NEDO が指定する日までを基準として、NEDO が提案書類の提出期限ごとに定める期間のことを指します。

※4 出資には、株式による出資の他、株式に転換可能な新株予約権やコンバーティブルエクイティを含む。

※5 融資には、金融機関による融資の他、新株予約権が付いた金融負債である、転換社債型新株予約権付社債、新株予約権付社債、新株予約権付融資、コンバーティブルボンド、コンバーティブルノート、コンバーティブルデット、資本金劣後ローン等を含む。なお、UPP 事業においては、(4) 事業に係る期間、補助金交付額上限等のとおり、その態様が補助率にも影響されますので、ご注意ください

(6) 事業規模

UPP 事業：2025 年度約 76 億円

GX_UPP 事業：2025 年度約 190 億円

原則として予算の範囲内で採択します。なお、補助金は審査の結果及び国の予算の変更等により、提案額から減額して交付することがあります。

(7) 交付規程について

UPP 事業は NEDO が別途定める「ディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業費補助金交付規程」（以下、「UPP 交付規程」という）に、GX_UPP 事業は「GX 分野のディープテック・ス

スタートアップへの事業開発支援事業費補助金交付規程」(以下、「GX_UPP 交付規程」という)に沿って実施します。本公募要領と合わせて NEDO ホームページよりご確認ください。

3. 応募要件

(1) 提案者となる補助対象事業者

以下の各要件について、UPP 事業では i. から xvi. を、GX_UPP 事業では i. から xvii. を、応募時点から補助事業終了時点まで満たしていること。

- i. 日本に登記されている民間企業であって、大学・研究機関・企業等から生まれた技術シーズを元に社会課題解決や経済成長の実現にも資する研究開発をこれまで行ってきており、その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有すること。また、原則未上場の事業者であること。ただし、事業期間中に上場した場合も支援は継続します。また、応募時点で既に上場しているスタートアップにあつては、東証グロース市場及びそれに類する市場に上場しており、外部からの投資が特に必要と認められる者は対象とします。
- ii. 補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- iii. 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- iv. 補助事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- v. 当該補助事業者が遂行する補助事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な事業開発を行うものであること。また、事業の総額(補助事業者負担分を含む)が10億円以上の提案であること。
- vi. 補助対象事業終了後の事業化を達成するために必要な能力を有すること。
- vii. 原則中小企業基本法等に定められている以下の資本金基準または従業員基準のいずれかを満たす中小企業に該当する法人であつてかつ、みなし大企業(※7)に該当せず、直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないもの。ただし、事業期間中に中堅企業に拡大した場合も支援は継続します。また、応募時点で既に中堅企業化しているスタートアップにあつては、提案時の前年の会計年度末において中小企業に該当する者は対象とします。

主たる事業として 営んでいる業種 (「日本標準産業分類」の規定 に基づく)	資本金基準 (資本の額又は出資の総 額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数 (※8))
製造業、建設業、運輸業及びその 他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又 は航空機用タイヤ及びチ ューブ製造業並びに工業 用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報 処理サービス業	3億円以下	300人以下

	旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業		1億円以下	100人以下

※7 本事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業
 - ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している企業
 - ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている企業
- なお、本事業において、「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。
- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
 - ・学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条に定める大学・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合（又は諸外国における同等のもの）

※8 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

viii. 事業会社や資金調達のための関連法人、経営者の資産保有型会社又は資産運用型会社等からの出資がある場合、当該法人による持株比率が50%未満かつ非連結対象であること。なお、事業会社の出資による取得株式には、事業会社の投資事業有限責任組合員としての所有に属する分を含む。ただし、提案者と経営の一体性があるとみられる法人からの出資により本項に抵触する場合等には、提案書類中、説明資料1を提出すること。この場合、NEDOは、提案者との経営の一体性の有無を勘案し、本要件の充足可否を判断する。

※ここでいう「経営の一体性」とは、提案者が行う意思決定が、当該法人が行う意思決定と同様のものとみなすことができる株主構成となっており、かつ、提案者と当該法人の役員構成が一定程度同一とみられることを指します。また、本要件におけるただし書きは、海外における資金調達を行うため等、多様な企業形態を考慮して設定したものです。そのため、説明資料1において、当該法人の業態や50%以上の提案者の株式を保有している理由等をご記載いただき、審査における参考情報とします。

- ix. 応募時点で、設立から20年以内の企業であること。
- x. 提案時点における直近の財表等により、売上高研究開発費割合が5%以上の企業であることが確認できること。
- xi. 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。
- xii. 技術研究組合ではないこと。
- xiii. 当該補助事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況及び事業化状況調査に御協力いただけること。
- xiv. 補助事業の事務処理については、基本的にNEDOが提示する「[課題設定型産業技術開発費助成事業](#)」[事務処理マニュアル](#)に基づき実施すること。
- xv. 採択決定日以降のNEDOが指定する日までにVC等またはCVCが株主構成に加わっていること。また、応募時点で既に上場しているスタートアップにあつては、上場前にVC等またはCVCが株主に加わっていたこと。
- xvi. 顧客候補から製品・サービスに対する需要や関心が示されており、協力する旨が表明されていること。
- xvii. 補助事業の実施を通じ、「GXリーグ参画企業に求める取組¹」と同様のGXに係る取組を実施

¹ GXリーグのHP (<https://gx-league.go.jp/>) を参照のこと。

することを想定し、現在実施している内容及び交付決定した場合において実施する内容を追加資料9の「GXに係る取組申告書」に記載し、これを提出すること。また、「GXに係る取組申告書」には、補助事業の実施を通じて実施する予定のCO₂排出削減のための取組を記載すること（補助事業で実施した事業内容及びその成果の事業化を通じたCO₂の排出削減効果を定量的に推計・算定し、推計・算定した当該効果を含めること。また、推計・算定する際に用いた根拠や考え方、マイルストーンと、補助事業期間中の事業内容やその成果の事業化の項目との関係性も具体的に記すこと。）。なお、当該取組が国内の排出削減に効果がない提案であれば対象外となること（（3）補助対象事業④※9参照）や、当該記載内容が採択審査の対象となることに留意されたい。

ただし、J-Startup、J-Startup 地方版、J-Startup Impact に認定されている企業であり、財務状況等により親会社からの資金支援を受けることのできない者の場合、上記の要件のうち、viii. に掲げるみなし大企業ix. に掲げる出資の態様に該当する場合であっても、UPP 事業及びGX_UPP 事業に応募することを可能とする。

（2）補助対象費用

補助の対象となる費用は、本公募要領の『[8. 補助事業の詳細](#) (1)補助対象費用』及びUPP 交付規程又はGX_UPP 交付規程第6条第1項に示すとおりです。

（3）補助対象事業

UPP 事業では、次の①～③の要件を満たす事業を、補助の対象といたします。GX_UPP 事業では、次の②～④の要件を満たす事業を、補助の対象といたします。なお、提案内容によっては、本事業領域の対象外となり受理できないことがありますので、特にGX_UPP 事業においては事前相談期間に追加資料9を提出し事務局の確認を受けることを推奨します。次の①又は④で定められた領域以外の事業内容を主目的とするディープテック・スタートアップについては、次回以降の本事業の公募領域の検討や、政府他事業への誘導を含めた対応を検討致しますので、ご相談ください。

- ① 経済産業省所管の鉱工業技術（例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー、航空宇宙等。ただし、原子力技術に係るものは除く。）であって、次のものに該当すること。
 - 人手不足解消や労働生産性向上に資するAIロボットの開発及び社会実装(AIロボット)
- ② 具体的技術シーズがあって、これまでの研究開発等により培われたコアとなる技術を社会実装するためのものであること。そのため、例えばスマートフォンアプリ開発のためのソフトウェアのコーディングなど、技術開発要素が少ないものを基礎とする事業や、既存製品（購入品）を利用しただけのものについては対象外とする。
- ③ 我が国の産業競争力強化のためのイノベーションを創出しようとするものであって、ディープテック・スタートアップの自律的な資金調達環境やエコシステム形成への寄与が期待されるものであること。
- ④ 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略を踏まえ、上記③に加え、CO₂の排出削減に向けた野心的な目標を掲げるなど世界規模でのカーボンニュートラルの実現に資するものであって、次の分野に該当する事業であること。また、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略にある「国による投資促進策の基本原則」に則したものであること（※9）。

- サーキュラーエコノミー実現に向けた再生材・再生資源の利活用・高度化、流通プラットフォームの構築等のための開発及び社会実装（資源循環）
- 革新的な自動化技術製品等の導入を通じた省エネ・脱炭素に資する開発及び社会実装（自動化技術）

※9 当該原則に記載の通り、国内の人的・物的投資拡大につながるものが支援対象であり、海外に閉じる設備投資など国内での排出削減に効かない事業は対象外となる点にご留意ください。

（４）補助対象範囲

提案者が提案書に記載した事業開発の実施内容のうち、NEDO が交付決定を行うものが、UPP 事業及び GX_UPP 事業における補助対象となります。したがって、補助事業期間内の内容に限られることと、交付に当たっての条件を満たす範囲となることにご留意ください。

4. 応募の手続き等

補助金の交付を希望する提案者は、下記に掲げる様式等に基づき、提案書及び添付書類（以下、「提出書類」という）一式を NEDO にご提出ください。

（１）提出書類の様式の入手

UPP 事業及び GX_UPP 事業への応募に必要な提出書類の様式は、NEDO ホームページの本公募ページからダウンロードすることができます。提案書は、「提案書作成にあたって（様式）」という書類を元にご作成ください。なお、NEDO ホームページの本公募ページには、提出書類の様式も含め、下記の資料を掲載しておりますので、必ずご一読ください。

◎公募要領【PDF】

◎提案書作成にあたって（チェックリスト/書面審査様式/追加資料様式）【MS-Word】

◎別紙 1【MS-Excel】

◎情報項目_提案書様式_別紙 2【MS-Excel】

◎財務状況確認シート（資金繰り表を含む）【MS-Excel】

※「3. 応募要件」の「（１）提案者となる補助対象事業者」に掲げた応募要件のうち、viii のただし書きに該当する場合には、提案者のみならず、提案者と経営の一体性があるとみられる法人も本資料を提出すること。

◎UPP 交付規程【PDF】

◎GX_UPP 交付規程【PDF】

◎交付様式【MS-Word】

◎UPP 基本計画・実施方針【PDF】

◎GX_UPP 基本計画・実施方針【PDF】

◎GX に係る取組申告書【MS-Word】

（２）必要となる提出書類の確認・作成について

「提案書作成にあたって」のチェックリストで、必要となる提出書類を確認し、作成して提出してください。

（３）提出書類準備にあたっての留意事項

上記（２）に示す提出書類のうち、次に掲げる書類については、それぞれの留意事項をよくご

確認の上、ご準備ください。

① 出資等に関する報告書

本書類は、出資または融資が実行されたことを NEDO に報告するもので、提案者が作成し、所定の期間内に、NEDO に提出してください。

② 製品・サービス等に対する需要・調達意向表明書（必須）

本書類は、製品・サービス等に対する需要や調達意向を有する事業者等が作成して、提案者に対して発行してください。提案者は、提出書類の提出期限までに、NEDO に提出してください。なお、ここで言う「事業者等」には、大学・学術機関は含みません。

③ 事業化連携・協力表明書（必須）

提案者の事業化へ向けて資金提供を行う VC 等、CVC、金融機関、または共同事業・販路開拓・製造協力等の連携や事業支援を行う事業者等が作成し、提案者に対して発行してください。提案者は、提出書類の提出期限までに、NEDO に提出してください。

(4) その他の留意事項

■技術流出防止措置の対応

本事業の実施にあたり、NEDO 負担額が年間 10 億円以上となる事業者（実施期間中に内容の変更等により、NEDO 負担額が年間 10 億円以上となる事業者も対象）は、情報管理体制整備の一環として、コア重要技術等（※）を特定いただくとともに、当該コア重要技術等の流出を防止するために以下の（ア）～（ウ）の技術流出防止措置を講じていただきます。

対象となる事業者は、採択決定後、技術流出防止措置の取組状況について NEDO の求めに応じて確認票を用いて報告いただきます。取組状況が不十分な場合は、是正依頼を行う場合があります。是正依頼に対して従わない場合は、交付取消に相当する措置に講じる場合があります。

(ア) コア重要技術等へのアクセス管理

コア重要技術等にアクセス可能な従業員を必要最小限の範囲に制限し、適切な管理を行うために必要な体制や規程（社内ガイドライン等含む。）を整備すること。

(イ) コア重要技術等にアクセス可能な従業員の管理

(ア) に規定する従業員に対し相応の待遇（賃金、役職等の向上）を確保する等の手段により、当該従業員の退職等を通じたコア重要技術等の流出を防止する措置を講じるとともに、当該従業員が退職する際にはコア重要技術等に関する守秘義務の誓約を得ること。また、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）その他関係する法律の諸規定に十分配慮しつつ、退職後の競業避止義務の誓約についても当該従業員の同意を得るための取組を行うこと。

(ウ) 取引先（共同研究パートナー等のサードパーティを含む。以下同じ。）における管理

NEDO の支援を受けて研究開発を実施する者ではなく、取引先がコア重要技術等の全部又は一部を有する場合、当該コア重要技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。また、当該取引先に対しても、(ア) 及び (イ) に相当する内容の措置を講じることを求め、その履行状況を定期的にレビューする等、取引先からのコア重要技術等の流出を防止するために必要な措置を

講じること。なお、その際には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）及び下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）の諸規定に十分配慮すること。

(※) 「コア重要技術等」の定義

コア重要技術とは、当該研究開発の成果及びその活用の際に必要な技術の設計・生産・利用の各段階において有用かつ中核的な技術（ソフトウェアを含む。いずれも公然と知られていないものに限る）を指し、「コア重要技術等」とは、コア重要技術及びコア重要技術の実現に直接寄与する技術のうち非公知のものを指します。

5. 提出期限及び提出先

本公募要領に従い、応募に必要な提案書及びすべての添付書類を、以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。

(1) 提出期間

2025年12月15日（月）正午から12月22日（月）正午

期限内にアップロードを完了できなかった提出書類は、いかなる理由であろうとも、所定の回での審査プロセスには乗らず、次回以降の審査を希望する場合は、再度所定の公募期間に提案書を提出ください。また、提出書類に不備等がある場合は審査対象となりません。提出書類の不備等が残ったまま審査対象となり、不備等が原因で審査上の不利益の発生、更に不採択の選考結果となった場合、NEDO は責任を負いかねますので、「提案書作成にあたって」を熟読の上、注意して記入ください（提案書のフォーマットは変更しないでください）。

(2) 提出先

NEDO ホームページの本公募ページ Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（「4. 応募の手続き等(1) 提出書類の様式の入手」）のアップロードを行ってください。

(3) 提出方法

「(2) 提出先」の提案書受付フォームに①申請者名、②連絡先担当者氏名、③連絡先電話番号、④連絡先 E メールアドレスを入力頂き、提出書類をアップロードしてください。ファイルは「提案書作成にあたって（様式）」を参照の上作成し、一つの zip ファイルにまとめてください（20MB 以内）。やむを得ない理由等で再提出の場合は、zip ファイル名の後ろに提出回数を意味する数字（2 回目：2）を付け、再度全資料を提出してください。

提出された提案書を受理した際には連絡先担当者宛に提案受理番号をメールで送付いたします。

(4) 公募に関する問い合わせ

本公募に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
スタートアップ支援部 UPP 事務局

メールアドレス : upp@nedo.go.jp

(5) 公募説明会

本事業の内容、提案等に当たっての手続き等について、公募説明会を行う予定です。応募資格として出席を義務付けるものではありませんが、可能な限り、ご参加ください。

日程等は、本事業のホームページに掲載されます。ご確認の上、参加申込を行ってください。

6. 応募に関する注意

(1) 出資または融資、株主構成等に関する注意事項

採択決定日以降の NEDO が指定する日までに VC 等または CVC 者が株主構成に加わっていることとしています。当該要件の充足等の際し、出資意向確認書の提出を要する場合があります。詳細を下記に示しています。応募時点で既に上場しているケースにあつては、上場前に VC 等から出資を得ていたことを証する書類を提出頂くことで、代えることが可能です。

なお、これらの書類の発行は、VC 等、CVC、事業会社、金融機関の意思によるものであり、NEDO は、VC 等、CVC、事業会社、金融機関の意思決定には一切関与しませんのでご注意願います。

所定の期間内での一定額以上の出資・融資があることを応募要件とはしませんが、出資の所定の期間と同一の期間内に VC 等や CVC、事業会社からの出資が行われる場合、当該出資の態様等を勘案して審査において評価します。

● 提案締切日までに必要な出資が実行済みである場合

- (1) 出資等に関する報告書（様式第 22）；VC 等、CVC、事業会社からの出資が実行されたことを証明するもの
- (2) VC 等、CVC 事業会社との投資契約書（あるいはそれに類する書類）の写し
ただし、投資契約書/融資契約書の資金使途が本提案事業と整合（もしくは包含）している必要があります。
- (3) 入金の確認証（通帳の写し等）

● 提案締切日までに必要な出資が実行済みでない場合

(1) 出資意向確認書

また、「3. 応募要件」の「(1) 提案者となる補助対象事業者」に掲げた応募要件について、i. の株主構成の要件を提案締切日時時点で充足していない場合、当該要件の充足を示すため、必ず該当する者からの出資意向確認書を提出してください。

なお、補助事業を実施するに足る財務状況であるかを確認する観点から、審査中、あるいは採択時に、資金の残高の確認証（通帳の写し等）の提出を求め、資金繰り等について確認させていただく場合があります。また、採択に際し、当該観点から出資等の実行による資金調達に関する採択条件を付す場合があります。

(2) 応募に関する注意事項

- ① 2 者以上による連名提案は対象としておりません。
- ② 同一事業者が異なるテーマにより同時に複数の応募をすることは認めません。また、UPP 事業もしくは GX_UPP 事業のいずれかのみへのご応募を可能とし、併願は認めません。
- ③ 採択に至った場合でも、補助金の交付額は審査の結果及び予算等により提案額から減額して交付決定することがあります。
- ④ 提案書は日本語で作成ください。また、経営者面談、プレゼン審査も日本語で行います。
- ⑤ 提案書は評価者に非公開としたい内容は記載しないでください。

(3) 主任研究者について

本補助事業の研究開発事項等を管理する際の責任者について、研究経歴を主任研究者研究経歴書（提案書類の作成にあたって（提案様式）に示す追加資料2）に記入し提出ください。また事業開発員が兼ねることも可能です。研究経歴書は、研究開発等実施体制の確認のためにのみ利用されます（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます）。

記入にあたり、以下①～②に注意ください。

① 研究開発経歴（現職含む）

「過去の研究実績（参画プロジェクト）」については、自社独自のプロジェクトのみならず過去に参画した NEDO プロジェクト等も含めて記載ください。また、大学への派遣や他の企業／研究機関での勤務経験などがある場合は、併せて記載ください。

② 受賞歴、当該研究開発に関する最近 5 年間の主要論文、研究発表、特許等（外国出願を含む）

当該研究開発プロジェクトに関連する研究成果を記載ください。

研究成果を示すものとして、「論文（研究経歴又は専門分野における代表的な論文。学会の査読の無いもの等も可）」、「研究発表（学会のみならずシンポジウム等での口頭発表等も可）」、「特許（外国出願を含む）」等がありますが、これに限定しません。なお、共著者、共同発表者、又は共同発明者として関与したのものも記載ください。

※ 「論文、研究発表、特許等」は、原則として少なくともこれらのうち1つについて当該分野に関する研究成果を示す記述があることが必要となります。これらが無い研究者においては、「その他」項目に当該プロジェクトを遂行する上で当人の知見が不可欠であることを示す事由を記載ください。

【参考】研究者情報の researchmap への登録について【任意】

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad とも連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、補助事業者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。researchmap への登録は任意であり、採否に影響はありません。（researchmap は、NEDO が運用するシステムではありません。）

7. 交付決定までのプロセス

(1) 審査から交付決定までの流れ

- ① 提案書受理後、NEDO が外部有識者等による評価を踏まえた総合的な審査を行い、補助予定先の採択決定及び通知を行います。審査の内容によって、実施内容や補助対象経費の変更等が「採択の条件」となる場合があります。「採択の条件」に不服がある場合は提案を取り下げることができます。なお、採択決定は補助金の交付決定ではありません。
- ② 採択された事業については、金額精査等を行ったのち、UPP 交付規程又は GX_UPP 交付規程で定める様式第 1 により補助金交付申請書を提出していただきます。その後、必要な手続きを経て、NEDO から交付決定通知を発出します。早期の事業開始のため、交付等申請書の作成をご準備いただくことをおすすめいたします。
- ③ 交付決定をうけた事業については、一部の申請情報を公表いたします（⇒ 10. (2) ②参照）。補助事業は、交付決定通知書に記載する事業開始日以降に開始することができ、それ以前

の経費は補助対象として計上できません。

- ④ 交付決定をうけた事業が学術研究機関または事業会社との共同事業を含む場合は、交付決定後 30 日以内に、共同事業に係る契約書の写しを NEDO に提出いただきます。
- ⑤ 不採択の場合、不採択理由を添えて、その旨を通知いたします。

(2) 審査の方法について

- ① NEDO は、提案要件に関する審査の後、外部有識者等を活用した書面審査を行います。必要に応じて、経営者面談及び外部有識者で構成される審査委員会におけるプレゼンテーション審査を実施します。なお、当該プレゼンテーション審査に際して、審査委員や NEDO の求めに応じ、開発内容や事業内容、財務状況等を示す資料の追加や更新等、審査のために必要なご協力をお願いする場合があります。最終的には NEDO 内の契約・助成審査委員会を経て採択を決定します。採択決定に際しては、補助金交付のための条件を付す場合があります。
- ④ 提案者の審査においては、提案者に対して出資を行う VC 等、CVC、事業会社や、顧客として想定する者、また事業遂行上の戦略的パートナー等に対する審査も併せて実施します。この際、必要な場合に各種のハンズオン支援を行えるような体制・能力を有していることや、提案者の事業成長へ向けた関与の仕方、製品・サービス等への需要・関心度合い等について審査を行う予定であり、VC 等、CVC、事業会社に対して、プレゼンテーション審査への参加や応募者を通してヒアリング依頼を求める場合があります。また、提案者に出資するその他の VC 等や事業会社に対しても、個別にヒアリング等を行う場合があります。
- ③ 応募する事業案件に関して、特定の外部有識者と利害関係（利害関係者の定義参照）があり、公正な評価が保証されないと提案者が判断する場合は、提出書類等の「追加資料 12 利害関係のある評価者」にその評価者の所属、氏名と理由を記載することができます。

利害関係者について

利害関係者の範囲は、次の通りとする。

- 一 審査を受ける者の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族にある者
- 二 審査を受ける者と大学・研究機関において同一の学科・研究室等又は同一の企業に所属している者
- 三 審査を受ける者が提案する課題の中で研究分担者若しくは共同研究者となっている者又はその者に所属している者
- 四 審査を受ける者が提案する課題と直接的な競争関係にある者又はその者に所属している者
- 五 その他機構が利害関係者と判断した者

- ④ 審査は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。
- ⑤ 採択に至った場合でも、補助金の交付額は審査の結果及び予算等により提案額から減額して交付決定することがあります。
- ⑥ 経営者面談及びプレゼンテーション審査は原則として提案者の代表者が説明をお願いします。また、場合によってはハンズオン・事業支援方針等の確認のため VC 等、CVC、事業会社等に同席いただく場合があります。
- ⑦ 経営者面談では、事業期間中の開発活動が円滑に実施出来るかを確認するため、提案者の財務状況や開発体制についてヒアリングします。

(3) 審査内容

① 提案要件に関する審査

NEDO は、本事業の目的への適合性、「[3. 応募要件](#)」に記載されている要件を満たしているか、及び「[9. 禁止事項及び不正防止について](#) (1) ～ (3)」に該当していないかを審査します。これらに適合していないと判断された場合は、原則として以下の評価の対象となりません。

② 評価項目

審査は下記観点から行われます。

○事業性評価

- ・主要市場のうち特定の顧客からの購入に至る確度（その顧客からの強いニーズの存在、満たすべき仕様の把握）が高いこと
- ・（特定の顧客への商用実績確立後の）次の市場展開の確度が高いこと
- ・有望な顧客候補及び次の市場の獲得、その結果としての継続的な売上の拡大に向けての道筋や取り組み事項・目標が明確であり必要性が高いものであること
- ・競争優位性（製品・サービスレベルでの差別化ポイントの明確性、ビジネスモデル全体の模倣障壁の高さ）があること
- ・成長戦略が適切であること
- ・経営体制（CEO、CFO、CTO、COO、CMO等の存在及び能力）が適切であること
- ・事業拡大へ向けて、組織体制（調達・製造・品質管理・営業/販売・アフターフォロー等）が適切に整備されていること、又は実行可能性が高いと見込まれる計画が策定されていること
- ・戦略的なパートナーが存在し、連携内容が妥当であること
- ・資金調達計画及び資金管理体制が適切であること
- ・事業目的達成のための支援者が適切であること
- ・将来を含めて国内のCO₂の排出削減に貢献するものであること。（GX_UPP事業のみ）

○技術評価

- ・過去の研究開発の蓄積（プロトタイプ開発、顧客フィードバック、サンプル出荷、量産・歩留まり向上技術等）が十分であり、実用に近い形で実証されていること
- ・事業化を見据えた更なる開発の内容や目標が明確化されており、そのスケジュールが適切であること
- ・開発目標となる技術に新規性や差別性や優位性があり、顕著な競争力が期待できること
- ・技術上又は知財権上、ビジネス上の参入障壁を構築できていること
- ・国内で主な研究開発が行われるなど、日本国内で創出された技術シーズが相当程度活用され、我が国の研究開発力の強化に資すること

○事業目的への適合性

- ・本事業の目的に合致していること
- ・経済社会課題の解決に貢献する事業であること

8. 補助事業の詳細

(1) 補助対象費用

補助の対象となる費用は、本補助事業を進めるために必要な、事業開発活動（商用の設備投資やソフトウェア投資、当該投資と併せて行う、研究開発の成果の有効性等を示すためのユーザー実証

等)に関する下記の経費であって、補助事業に直接必要な費用のうち、本事業に専用として使用する(汎用のもの、本事業以外にも使用するものは補助対象外です。)機械装置等経費、労務費、その他経費、及び委託・共同事業費です。

※事業開発に必要な経費を正確に積算ください。交付決定前に金額精査を行い、場合によっては交付決定額を減額することがあります。

※必要に応じて、外注先や事業開発員等へのヒアリングを行うことがあります。また、追加の資料提出を求める場合があります。

※補助事業期間中における支援事業の成果に伴う製品・サービスの販売により収入が生じる場合については、そのみを以て補助事業終了の判断が入る訳ではありませんので、事業期間中にそうした状況になるケースについては、事前にご相談ください。

※本補助事業に係る補助対象経費に海外の実施場所での支出分を計上する場合には、原則として、補助対象経費総額の1/2を超過しないこととします。

※日本国外に設置する建物等や機械装置等の費用は補助対象外となります。

①費目ごとの内容

I. 機械装置等費

1. 土木・建築工事費

プラント等の建設に必要な土木工事及びその運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。ただし、UPP事業においては、土木工事(土地造成に係る費用)は対象外となります。

2. 機械装置等製作・購入費

補助事業に必要な機械装置(量産に必要な生産設備等も含む)、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。※事業期間中、本事業に専用で使用すること。

3. 保守・改造修理費

補助事業で購入したプラント及び機械装置の保守(機能の維持管理等)、改造(主として価値を高め、又は耐久性を増す場合)、修理(主として原状に回復する場合)に必要な経費。

※建物の建築工事費等、処分制限期間が長い資産を取得するための経費を計上する場合、その使用目的や使用期間の目途等について、実施計画書に記載してください。また、補助事業の完了後においても、処分制限期間内においては善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って効果的運用を図るようお願いいたします。処分制限期間内に処分等を行う場合は、事前にNEDOの承認が必要となる場合がありますのでご注意ください(8.(4)補助事業で取得した取得財産の管理 参照)。

※委託・共同事業費で取得した機械装置費等については、原則として、その所有権は補助事業者に帰属するのでご注意ください。なお、学術機関等を委託・共同事業先とする場合、学術機関側の規定に基づいて処理することも可能です(8.(1)IV.委託・共同事業費 参照)。

※日本国外に設置する建物等や機械装置等の取得費用は補助対象外となります。

II. 労務費

1. 事業開発員費

実施計画書の事業開発体制に記載された者であって補助事業に直接従事する者、研究者、設計者及び工員等であって、補助事業の遂行のために直接従事した時間分の人件費。なお、NEDOが認める補助事業に係る助言(メンタリング)授受及びNEDO主催研修等への参加も補助

事業への直接従事した分として計上することができます。

2. 補助員費

補助事業に直接従事したアルバイト、パート等の人件費（ただし、上記 1. 事業開発員費に含まれるものを除く。）。

※出向契約書等に基づき、「出向者」として当該業務に従事する場合も、労務費の計上が認められます。

※人件費単価は、健保等級に基づく労務費単価を用いて算定ください。

※健保等級に基づく労務費単価の考え方については、下記事務処理マニュアルの労務費の項目をご参照してください。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_2025.html

※本事業では、経理責任者等が行う経理・検査業務における労務費等の計上が可能です。別紙 2 本事業の実施に関する留意事項をご確認ください。

III. その他経費

1. 消耗品費

補助事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品費等の製作又は購入に要する経費。

2. 旅費

① 補助事業を実施するため特に必要とする事業開発員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。

② 事業開発員以外の者に、補助事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で、旅費、滞在費、交通費。

3. 外注費

補助事業の遂行に必要な加工・分析等の請負外注に係る経費。

なお、研究開発要素がある業務を外注することはできません。

4. 諸経費

上記の 1～3 のほか、補助事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費。謝金（旅費含む）を計上する際は、研究体制表に有識者登録が必要です。

IV. 委託・共同事業費

補助事業のうち、委託契約又は共同事業契約等（以下、「共同事業契約等」と称す）に基づき事業会社（国内・国外）又は学術機関等（国内・国外）が行う事業開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記Ⅰ～Ⅲに定める項目に準じて行います。

① 「学術機関等」とは、「国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、独立行政法人及びこれらに準ずる機関」を言います。

② 委託・共同事業費の上限額は、原則として補助対象費用の総額の 50%未満です。

③ 本費用を計上する場合は、費目別の内訳も提示して頂きます。その際、以下の A) ～B) にご留意ください。

A) 委託・共同事業先が購入する単価 50 万円以上の機械装置等の取得費用については、委託・共同事業費として計上することができます。ただし、当該装置等の所有権は、補助事業者に帰属しますので、補助事業者が処分制限財産として管理を行っていただく必要があります。ただし、学術研究機関等においてはこの限りではありません（下記④を参照）。

B) 学術機関等が委託先、共同事業先の場合には、委託・共同事業費に間接経費を計上することが可能です。なお、間接経費は、共同事業契約等においても同様に約定されていることが

必要です。

- ④ 委託・共同事業契約等を締結するに当たり、以下の a) ～e) にご留意ください。
- a) 委託・共同事業費で取得した取得財産の取扱いについては、契約書中で、「補助事業期間中は、当該取得財産を補助事業の目的に沿って使用する」旨の文言を記載してください。
 - b) 学術機関等が、委託・共同事業費で取得した財産については、以下をすべて満たす場合に、その所有権を委託・共同事業先である学術機関に帰属することができます。
 - ・「共同事業契約等により取得した財産の帰属は共同事業先とする」旨が、委託・共同事業先の内規等で定められていること。
 - ・「共同事業契約等により取得した財産の帰属は共同事業先とする」旨が、共同事業契約書等において約定されていること。
 - c) 委託・共同事業先に支払った費用について、補助事業者が確認できるように、共同事業契約書等の中で、「補助事業者は、本契約に関する経理書類の閲覧を申し出ることができ、閲覧の申し出があった場合は、これに応じなければならない。」旨の文言を記載してください。
 - d) 共同事業契約書等の締結日およびその履行期間は、補助期間内（交付決定日から事業終了日まで）である必要があります。
 - e) 共同事業等によって得られた成果、特に知財等の成果について、応分の扱いになっていることにご留意ください。また、事業会社との委託・共同事業において補助事業者が発明を自ら実施する場合において不利益とならないように配慮した契約内容である必要があります。
- ※共同事業契約等を締結するにあたり、以下のガイドラインに準拠した契約内容であることを推奨します。

「スタートアップとの事業連携に関する指針」（令和4年3月31日）

<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220331010/20220331010-1.pdf>

「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書」

<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>

② 補助対象費用の留意点

<特許出願に係る経費>

本事業と密接に関連し、補助事業に必要となる特許出願等の知的財産権の取得に要する経費であり、補助期間内に出願が完了したのに対し、以下を満たす場合、補助対象とします。

- i. 本補助事業の事業・研究開発項目の成果を含み、補助期間内に出願が完了していること。
- ii. （様式第5）ディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業費補助金に係る成果発表及び産業財産権等届出書又はGX分野のディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業費補助金に係る成果発表及び産業財産権等届出書において当該知的財産権の届出を行うこと。
- iii. 提案書（採択後は交付申請書）の実施計画書において、当該知的財産権の事業戦略上の必要性を説明すること。
- iv. 事業終了時の実績報告書に当該知的財産権に係る報告を行うこと。
- v. ここで対象となる知的財産権は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権とする。
- vi. 委託・共同事業先との共同出願については、別途定めた出願契約書等に記載された持分等に応じ対象経費を計上すること。（委託・共同事業先の場合、補助先との共同出願分については計上可能ですが、委託・共同事業先のみ出願分については計上できません。）

ここでいう計上可能な費目は、先行技術調査（国内・国外）に係る労務費や調査費、出願等に係る費用等。

<ルールメイキング等に係る経費>

補助事業の遂行に必要とされる各種規制や標準・規格の調査、それらの形成・変更・維持に向けた活動（ルールメイキング）に要する経費であって、以下を満たす場合、補助対象とします。また、UL規格等の取得費用及び補助事業に必要な特許取得費用の計上も可能です。詳細は、NEDO 担当者に相談ください。

- i. 提案書（採択後は交付申請書）の「事業開発項目」内に、実用化開発項目としてその内容を具体的に記述していること。
 - ii. 実績報告書に、その活動の結果を事業開発の方向性ととも記述すること。
- 計上可能な費目は、規範等の調査に係る労務費や外注費、規範の形成等に係る労務費や外注費等。

<経理・検査業務に係る経費>

補助事業者が、本事業の実施体制中において記載した「経理責任者」を中心として、本事業における経理・検査業務を適切に実施可能な体制構築を行うものであって、以下を満たす場合、補助対象とします。

- i. 提案書（採択後は交付申請書）の体制表に記載した「経理責任者」が、本事業の経理・検査業務を行う者を「業務実施者」として任命し、別紙1体制表に記載すること。
 - ii. 補助先の従業員としての身分を有すること
 - iii. 「経理責任者及び業務実施者」（以下、「経理責任者等」という。）は、本事業において事業開発業務は行うことは出来ません。（つまり、「事業開発員」との兼務は不可。）
 - iv. 経理責任者等の労務費の計上は、時間単価適用者又はエフォート専従者として登録すること。
- 経理責任者は、誓約事項を遵守すること（UPP 交付規程又は GX_UPP 交付規程別記 2 参照）
- なお、委託・共同事業先の経理責任者等の経費の計上はできません。
- 計上可能な費目は、経理責任者等の経理・検査業務に係る労務費、及びそれらに必要となる移動等に係る旅費（UPP 交付規程又は GX_UPP 交付規程（別記）補助対象費用（内容）の「Ⅱ．労務費」及び「Ⅲ．その他経費 2．旅費」にて計上する）。

(2) 補助事業実施中の進捗管理・計画変更への対応

- ・ NEDO は、補助事業の進捗管理のため、補助事業者が実施する「取締役会」等について、その議事録の提出や、オブザーバーとしての参加を求める場合があります。
- ・ また、NEDO は、外部有識者等による補助事業の進捗状況等に係るモニタリングを、事業期間中 1 年に 1 回を目途に実施します。また、関連するフォローアップ調査等も行う予定です。
- ・ 補助事業者は、補助事業開始後に事業環境の変化に伴う事業計画の変更、参入市場の変更など、補助金交付申請に際して NEDO に提出した補助事業の計画に何らかの変更が生じる場合、事前に NEDO にその旨を申し出て、その指示に従ってください。必要に応じて、外部有識者も交えた検討を行うなど、随時、計画変更の手続を実施することとなります。

(3) 交付決定等の取り消し

申請内容の虚偽や補助金の重複受給等が判明した場合は、交付決定後又は補助金交付後であっても、UPP 交付規程又は GX_UPP 交付規程に基づき交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰則の適用、また企業名の公表等を行うことがあります。

(4) 補助事業で取得した取得財産の管理

- ① 本事業で取得した財産の所有権は補助事業者にあります。UPP 交付規程又は GX_UPP 交付規程等に基づき、これを処分しようとするときは、あらかじめ NEDO の承認を受ける必要があります。

※補助事業により取得した機械装置等の財産又は効用の増した財産については、補助事業の完了後においても、処分制限期間中は、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って効果的運用を図る必要があります。処分制限期間内に、当該財産を補助金の交付の目的外（他用途への転用、廃棄、売却等）に使用する時は、事前に承認を受ける必要があります。また、当該資産を処分することにより収入金が生じる際には、NEDO の請求に応じ収入金の一部を納付しなければならない場合があります。（なお、他用途への転用、廃棄等の場合は、原則として残存簿価相当額の納付となります。）

- ② 提案者は、補助事業に基づく発明、考案等について、産業財産権等として補助期間又はその終了後 5 年以内に出願、取得、譲渡若しくは実施権を設定した場合には、NEDO に届出書を提出する必要があります。

(5) 事業期間終了後について

- ① 補助期間の終了年度の翌年度以降から 5 年間は、毎年、事業化状況報告書を NEDO に提出していただきます。（詳細は UPP 交付規程又は GX_UPP 交付規程参照）。
- ② 事業化状況報告書により、補助事業の事業化等により、相当の収益が生じたと認められたときは交付した補助金交付額を上限として、相当額を納付していただくことがあります。（収益納付額の算定等の詳細は、UPP 交付規程又は GX_UPP 交付規程を参照）
- ③ 補助期間終了後、適切な時期に、事業開発目標の達成度合い、今後の事業化の可能性等を確認するため、終了事業者評価委員会を開催します。補助事業者には資料の作成及び開発内容、成果等のプレゼンテーションを行っていただきます。
- ④ 補助期間終了後、適切な時期に、補助事業等に係るアンケート調査等を行うことがあります。

9. 禁止事項及び不正防止について

(1) UPP 事業及び GX_UPP 事業内の複数申請の禁止

同一提案者が、UPP 事業及び GX_UPP 事業のいずれに対しても、同時に複数の申請をすることは認めておりません。

(2) 重複補助の排除

「申請者」、「共同事業等先」のいずれかに所属する研究者等において、「不合理な重複」及び「過度の集中」が発生している場合は本補助事業の対象とせず、採択を行いません。

(注)「不合理な重複」とは、

同一の申請者(研究者)による同一の事業内容(補助金が配分される事業の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の補助金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の事業内容について、複数の補助金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の補助金と実質的に同一の事業内容について、重ねて応募があった場合
- 複数の補助金事業の間で、補助対象経費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

(注)「過度の集中」とは、

同一の実施者に当該年度に配分される補助金等が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実施者の事業遂行能力や事業内容等に照らして、過大な補助金が配分されている場合
- 当該事業に配分されるエフォート(事業開発員等の全仕事時間に対する当該補助事業の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な費用が配分されている場合
- 不必要に高額な設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

- ① 応募時に、他府省を含む他の補助金等の応募・受入状況(制度名、申請者名、事業内容、実施期間、予算額、エフォート等)の共通事項を応募書類に記載していただきます。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ② 提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。
- ③ 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他府省等、補助金担当課(独立行政法人である資金配分機関を含む。以下同じ。)に情報提供する場合があります。
- ④ 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募(採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。(また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。) なお、申請内容の虚偽、補助金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。
- ⑤ 研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、

研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

- ⑥ 各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。
- ⑦ 今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省またはNEDOから照会を行うことがあります。

（3）公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。（※1））及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年度機構達第1号。平成16年4月1日NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。

（※2）に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の補助事業者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- ① 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
 - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。
（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大3年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
 - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDOの事業への応募を制限します。
（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。）
 - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について

情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i ～ iii の措置を講じることがあります。

- v. 不正使用等の行ために対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。
- ② 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について
- ・本事業の補助金交付に当たり、各補助事業者は標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。
 - ・体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。
 - ・NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

（4）研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。（※3））及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日平成19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。（※4））に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の補助事業者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- ① 本事業において不正行為があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間）
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間）
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記iii. により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合が

あります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

- v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

② 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の補助事業者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

（５）NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は次のとおりです。

通知先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー16階

TEL：044-520-5131

FAX：044-520-5133

メールアドレス：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ホームページ：http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

（電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分です。）

（６）安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- ①我が国では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。関係法令・指針等に違反し、事業を実施した場合には、事業費の交付決定を取り消すことがあります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- ②貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識

の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同事業等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
※非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

③本補助事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については交付決定時において、本補助事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本補助事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

④安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

- * 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)
- * 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryu/handbook.pdf>
- * 一般財団法人安全保障貿易情報センター <http://www.cistec.or.jp/>
- * 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

10. その他

(1) J-Startup、J-Startup 地域版及び J-Startup Impact

本補助事業は、「新しい経済対策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」にて示された当該事業において、認定された企業（J-Startup企業、J-Startup地域版企業及びJ-Startup Impact）に対しては、本事業の審査にて一定の優遇措置を講じます。

(2) 提案情報の管理

① 提出物の管理等について

提案者から提出された提案書及び提出資料につきましては、NEDOの内規により適切に管理し、主に本事業の審査のために使用します。この使用には、外部有識者による審査のため郵送等にて送付することや、他のNEDO事業の審査のため参照されること等を含みます。また、その過程において、NEDOから本公募の事務作業の一部を委託された者が、当該書類を取り扱う場合もあります。

② 提案情報の公表

交付決定された申請案件については、申請者の企業名、補助事業の名称及び補助事業の概要等をNEDOホームページ上で公表します。

不採択の場合は、提案者の企業名、事業の名称及び事業の概要を含めて提出書類等の内容は原則として公表いたしません。ただし、他府省等、補助金担当課からの依頼・問い合わせ等に対して、その依頼・問い合わせ等が妥当と認められた場合は、使用目的を限ってその機関に提案者の企業名、事業の名称及び事業の概要等を知らせることがあります。

(3) 個人情報について

- ① 提出物等により取得した個人情報は審査及び審査に係る説明会等のご案内、資料送付等に利用します。
- ② 審査後の通知及び関係する説明会のご案内、資料送付等に利用します。
- ③ NEDO が開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等のご案内、資料送付等に利用することがあります。
- ④ 特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。
- ⑤ ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

(4) 秘密の保持

- ・ NEDO は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。
- ・ 取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発等実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「主任研究者研究経歴書 (CV)」については、「個人情報の保護に関する法律」第 22 条の定めにより、補助事業者決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

(5) 情報公開について

e-Radに登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

(6) 交付にあたっての条件について

UPP交付規程又はGX_UPP交付規程に定めるものの他に、新たに条件を付加する場合があります。

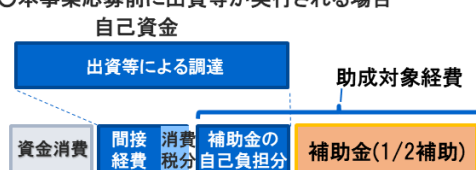
(7) 資金調達の留意点

補助の対象となる費用は、事業化を進めるために必要な、事業開発や市場調査に係る下記の経費であって、事業開発に直接必要な費用のうち、この事業に専用として使用する（汎用のもの、この事業以外にも使用するものは補助対象外です）機械装置等費、労務費、その他経費及び委託・共同事業費です。また、本事業に係る消費税や本NEDO事業では計上が認められない汎用品の経費、運転資金等を見込んだ全体の資金調達計画を立てて頂く必要があります。

審査の過程で補助金の自己負担分の状況を確認させて頂くことがあります。

事業開始時点での必要資金のイメージ

○本事業応募前に出資等が実行される場合



○本事業応募後に出資等が実行される場合



(8) 株主変動の連絡について

当事業の提案書の提出日以降、事業終了までに提案者の株主に変更が発生する場合には、可及的すみやかに、かつ事前のNEDOへの連絡を求めます。なお、交付決定を受けなかった場合は、不採択通知の受理など本事業での事業開発への不着手が確実となるまでの間、連絡を求めます。

(9) データマネジメントについて

「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日、統合イノベーション戦略推進会議）を踏まえ、研究開発により生じたデータのうち管理対象データとしたものについては、データマネジメントプランの策定、メタデータの付与等を各事業者においてご対応いただくようお願いいたします。

NEDOの事業で指定するデータマネジメントプランの様式、メタデータの様式については以下に掲載しています。

NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html

(10) 「国民との科学・技術対話」への対応

本補助業務に係る講演、成果展示、情報発信等の研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に係る経費の計上が可能です。

本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出ください。その際、経費は内容に応じて該当する費目（消耗品費、旅費、借料等）にそれぞれ計上ください。

- ① パネル作成料、展示会出展料、セミナーに係る会場費、本活動に係る旅費等を計上することができます。
- ② 本補助業務以外の内容が含まれる場合は、講演時間や展示内容等を勘案して合理的に按分し計上ください。（この場合、算出根拠を明確にください。）

本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

【参考】

2010年6月19日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(11) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

本事業では、UPP交付規程又はGX_UPP交付規程に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

- ① 本事業の成果、事業化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前にNEDOに報告を行うものとする。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の3週間前に報告を行うものとする。
- ② 報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認める。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとする。

- ③ 公開内容について NEDO と事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとする。
- ④ 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容が NEDO 事業の成果として得られたものであることを明示する。なお、その場合には、NEDO の了解を得て NEDO のシンボルマークを使用することができる。

【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られたものです。」

【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られた成果を（一部）活用しています。」

（1 2）申請実績・採択実績の利用

制度改善に向けて、申請者に対してヒアリング・アンケートを実施する場合があります。申請実績・採択実績の各データを利用することがあります。

（1 3）NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO事業に関する業務改善アンケート」にて、ご意見お寄せいただければ幸いです。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyou.html

なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

（1 4）補助事業の事務処理について

補助事業の事務処理については、基本的にNEDOが提示する「[課題設定型産業技術開発費助成事業](#)」事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。補助事業事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくこととします。なお、利用に際しては利用規約（<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>）に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

（1 5）事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明をした場合の対応

表明した賃上げが実施されなかった場合には、速やかに NEDO に理由書を提出してください。また、賃上げが予定通り行われなかった旨を公表（自社 web ページ等）していただきます。（ただし、賃上げをできないやむを得ない事情があると認められる場合には、その限りではございません。）詳細につきましては別紙3を参照ください。

（1 6）ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される補助先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況を記載していただきます。

(17) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

a. 特許出願の非公開に関する制度

補助事業者は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下、「経済安全保障推進法」という）に基づく特許出願の非公開制度（令和6年5月1日施行）において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます（経済安全保障推進法第74条及び第75条）。

- ・また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願（PCT出願を含む）が禁止されます（経済安全保障推進法第78条）。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。

これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。

特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

<特許出願の非公開に関する制度>

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

b. 同制度に伴う NEDO への技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則として NEDO に提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご留意ください。

- ・当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く）
- ・当該特許出願が内閣府による保全審査中
- ・特許出願を予定している技術情報（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く）

ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等から NEDO が求めた場合には、NEDO が指定する方法で提示する必要があります。

(18) NEDO 公式 SNS について

NEDO 公式 SNS (<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>) をフォローいただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時 SNS で確認できます。是非フォローいただき、ご活用ください。

(19) スタートアップと共同研究開発又は委託研究開発をする場合に受けることのできる税額控除の制度（研究開発税制 OI 型）について

国内の企業とスタートアップのオープンイノベーションを加速させるため、研究開発税制オープンイノベーション型において、一定の要件を満たすスタートアップと共同研究開発・委託研究開発をした場合に一段高い優遇措置を講じています。本税制を利用することで、連携先の企業は共同研究開発等の資金的負担を下げる事が可能となるため、国内企業との事業連携を進め

る際に、こうした税制を連携候補・連携先の企業にお伝えいただくなど、ぜひ御活用下さい。

(制度の概要説明HP)

https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/oi_su_shinsei.html

(制度のガイドライン)

https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/r5guideline.pdf (10～12頁、31頁～、72頁～)

(20) EBPM に関する取組への協力について

EBPM (Evidence-Based Policy Making : 証拠に基づく政策立案) (※) の取組を政府として推進すべく、提案時から事業終了時まで提供いただいた情報(提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含まれます)については、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関(政策の効果検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者)に提供・利活用される場合があります。

本事業への応募にあたっては、上記のEBPMに関する取組への協力を同意したものとみなします。

※政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス)に基づくものとするものです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

別紙 1

本事業の実施に関する留意事項

本事業の実施におきましては、原則『「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアル』（以下、「事務処理マニュアル」）に基づいていただくこととなりますが、以下に記載する事項につきましては、特にご留意いただきますようお願いいたします。

I. 「事務処理マニュアル」の概要

I. 4 補助事業で取得した財産の取り扱い

本事業で取得した機械装置等の財産の所有権は、補助事業者にあります。NEDO 事業終了後の取得財産の取り扱いについては、その目的等に応じて以下の表のように手続き等が必要になる場合があります。詳細は、事務処理マニュアル「XⅢ. 1. 処分制限財産の処分」、特に、「処分制限期間中の財産処分に係る「NEDO 承認」および「NEDO への納付」の要／不要フローチャート」をご確認ください。なお、ご不明な点は NEDO 担当者に事前にご相談いただきますようお願いいたします。

処分制限期間中の取得財産の取り扱いについて（概略）

補助先	財産の扱い（処分）	承認申請	残存簿価相当額の納付
目的内 使用	交付決定の内容の事業開発に引き続き使用	不要	不要
	当該補助事業に関連する商業生産に使用		
目的外 使用	事業開発に支障がない範囲で他の事業等に一時的に使用	承認申請が必要	納付必要【注】
	当該補助事業に関連しない事業開発・商業生産等において使用		
使用中 止	廃棄、売却等（特別な事情の説明が必要）		

※本事業で取得した設備等は、補助事業の関連した製品・サービス等の商用生産に供する場合は承認申請不要で、継続して利用いただくことが可能です。

なお、この場合でも、当該成果により相当の収益が発生した場合における収益納付は必要となる点、御留意下さい。

I. 9 補助事業の基本的な実施体制

(2) 補助先が補助事業の一部を委託・共同事業する場合

委託・共同事業を実施する場合には、その相手方と委託契約・共同事業契約（以下「共同事業契約等」という。）を締結していただく必要があります。その際には以下の点に配慮いただきますようお願いいたします。なお、詳細につきましては、採択後に改めて連絡いたします。

- i. 補助事業者は委託先又は共同事業先（以下「共同事業先等」という。）との間で委託契約又は共同事業契約（以下「共同事業契約等」という。）を締結してください。共同事業契約等に記載する契約の締結日、実施期間、契約金額の詳細は事務処理マニュアルに従ってください。
 - ii. 委託・共同事業先に支払った費用について、補助事業者が把握できるように共同事業契約等の契約書に「補助事業者は、本契約に関する経理書類の閲覧を申し出ることができ、補助事業者からの閲覧の申し出があった場合、委託・共同事業先はこれに応じなければならない」と規定すること。
 - iii. 補助事業者は共同事業先等に経費発生調書（決算報告書及び収支決算書を作成する場合は省略可）を作成させてください。共同事業先等の検査は補助事業者が実施します。
 - iv. 補助事業者は共同事業先等から経費の明細（例えば「収支簿」又は「差引簿」等）を受領し、中間検査及び確定検査の際には、共同事業先等の成果報告書と経費の明細が一致するか確認してください。
中間検査及び確定検査で以下が判明した場合は、委託・共同事業費を減額する等の対応をしてください。
 - ① 執行していない経費がある場合
 - ② 補助期間外に支出をしている経費がある場合
 - ③ 消耗品が使われないまま残っている場合
 - ④ 補助事業に関係のない支出がある場合
 - v. 委託費又は共同事業費として計上が認められるのは、原則として補助期間中に発生し、かつ、支払いまで完了したもの（消費税抜き額）です。
 - vi. 共同事業先等が学術機関等の場合、当該学術機関等において発生する間接経費の比率がわかるように共同事業契約等に直接経費の内訳とともに間接経費を記載してください。間接経費の比率は原則、変更することができません。
 - vii. 補助期間中、補助事業者は、委託・共同事業先の成果等を確認した上で、補助事業に係る実績報告書を作成し、NEDOに提出すること。
 - viii. 共同事業先等が財産を取得する場合、当該財産の所有権は、全て補助事業者に帰属します。ただし、共同事業先等が学術機関等である場合で、以下の全てを満たす場合は、当該学術機関等に帰属させることも可能です。
 - ① 「共同事業契約等事業により取得した財産の帰属先は委託・共同事業先とする」旨が、委託・共同事業先の内規等で定められていること。
 - ② 「取得した財産の所有権の帰属先を共同事業先等とする」旨、共同事業契約等に規定していること。
 - ix. 共同事業先等が財産を取得する場合、当該財産を補助事業の目的外で使用しないことを、共同事業契約等に規定してください。
共同事業先等の行為については、[事務処理マニュアル](#)記載されているとおり、補助事業者がNEDOに対して全ての責任を負うことに留意してください。
- なお、共同事業契約等の契約書を締結する前に、当該契約書の案について NEDO 担当者へご提示いただきますようお願いいたします。
- ※委託・共同事業の違いについては、事務処理マニュアル「Ⅷ. 委託費・共同研究費」を参照ください。

I. 13 補助金の支払

本事業では、概算払（補助期間の中途における補助金の支払い）は「実績払」となります。当該支

払方法については、事務処理マニュアルに記載のとおりとなりますが、詳細等は以下のとおりです。

(1) 請求機会

通常の年4回の請求機会に加え、毎月の請求を可能とします。

(2) 請求対象

当月分の請求対象額は、事業者における前月末までの支払済額（労務費については発生済額）とします。

ただし、支払が行われていたとしても、当該費用に係る検収を終えていないものは、原則、請求対象には含まれません。

(3) 請求時に必要なもの

- ・概算払請求書
- ・経費発生調書
- ・月別項目別明細表（労務費については労務費積算書）

なお、NEDO 担当者から、必要に応じて実績払の対象費用に係る発注、納品、受領、検収、請求、支払を確認できる書類（エビデンス）等の提出等を追加で求める場合があります。

(4) 留意点

- ・実績払のための経費発生実績の確認は検査とは異なりますので、当該費用の計上の確定とはなりません。
- ・NEDO での確認の結果、請求額を調整させて頂く場合があります

IV. 経理処理について

IV. 2 経費計上の注意点

(1) 本事業では、概算払の対象が実績払となるために、労務費以外の経費計上基準は「支払ベース（実績主義）」としてください。ただし、会社の経理上等の都合により、検収ベースで計上したい場合はその限りではありません。

区分	経費計上基準
労務費	検収ベース（発生主義）
<u>上記以外</u>	<u>支払ベース（実績主義）</u>

IV. 3 経理処理に当たっての注意点

補助事業期間中における支援事業の成果に伴う製品・サービスの販売により収入が生じる場合については、そのみを以て補助事業終了の判断が入る訳ではありませんので、事業期間中にそうした状況になるケースについては、事前にご相談ください。

V. 機械装置等費

V. 1 機械装置等費の細目

(6) 建物等の取扱いについて

建物等については、本事業に専用として使用するものに限りします。

(7) 撤去費の取扱いについて

撤去費の計上は原則認められません。ただし、実施計画の中で明確に計画されており、研究開発の実施において NEDO が必要と認めるものについては計上を認める場合があります。計上の可否

については NEDO 担当者にご相談ください。

VI. 労務費

VI. 2 事業開発員の区分

【事業開発員の労務費計上方法について】

事務処理マニュアルには、研究員について4つの区分がされていますが、本事業の事業開発員の労務費を計上する場合は、時間単価適用者又はエフォート専従者となりますのでご注意ください。

なお、健康保険等級適用者以外は、個別に月給額を算定し、必要な場合は日額、時間単価に換算した単価を適用します。NEDO の判断により必要に応じ補助先における過年度分の支払実績等を確認・考慮の上、補助事業開始時等に NEDO による確認を受けた金額を適用することとします。

VI. 8 補助事業従事日誌（エフォート専従者の場合は従事月報）

事務処理マニュアルにおいて、「具体的な研究内容、作業内容」の欄を週単位にて記載可能とした従事日誌の様式が追加されましたが、本事業においては、原則として従事日毎に記載していただくことを推奨しますが、週単位の記載を制限するものではありません。

なお、本事業では、適切な事業進捗の把握の為に、補助事業報告書で事業の進捗等を報告いただきます。

別紙 2

事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（任意）

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和3年11月8日新しい資本主義実現会議）において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、従業員への賃金引上げ計画がある企業等の提案については、審査時に加点措置を行います。

加点を希望する提案者は、留意事項をご確認の上、様式による表明書をご提出ください。

（留意事項）

1. 給与等受給者一人当たりの平均受給額を、事業開始年度（又は暦年）に、対前年度（又は前年）と比べて、大企業は3%、中小企業等は1.5%以上増加させることを表明し、公表している（又は公表予定がある）場合に加点いたします。（事業開始までに公表されている必要があります。）
2. 給与等受給者の範囲は、全社員を基本としますが、当該事業に参画する事業開発員に限ることも可能です。
3. 提案者が複数者からなるコンソーシアム等の場合は、代表法人が企業等であって、賃上げの実施を表明した場合を加点対象といたします。
4. 表明した賃上げが実施されなかった場合には、速やかにNEDOに理由書を提出してください。また、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、賃上げが予定通り行われなかった旨を公表（自社webページ等）いただきます。
5. すでに本表明書を当該年度中にNEDOへ提出済みの場合、写しでの提出も可とします。

別紙 3

－ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について －

2016年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第20条（現24条）に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況について、提出時点を基準として記載ください。

対象：提案書の実施体制に記載される委託先（再委託等は除く）

提案法人名	常時雇用する労働者数	認定状況及び取得年月日（認定が無い場合は無しと記入）
〇〇株式会社	〇名	えるぼし認定1段階（〇年〇月〇日）
〇〇株式会社	〇名	えるぼし認定行動計画（〇年〇月〇日）、ユースエール認定
〇〇株式会社	〇名	プラチナくるみん認定（〇年〇月〇日）

【加点対象認定】

認定等の区分	
女性活躍推進法に基づく認定 ^{※1} （えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等	プラチナえるぼし ^{※2}
	3段階目 ^{※3}
	2段階目 ^{※3}
	1段階目 ^{※3}
	行動計画 ^{※4}
次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ^{※5} （くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	プラチナくるみん ^{※6}
	くるみん（令和7年4月1日以降の基準） ^{※7}
	くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） ^{※8}
	トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準） ^{※9}
	くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） ^{※10}
	トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） ^{※11}
	くるみん（平成29年3月31日までの基準） ^{※12}
	行動計画（令和7年4月1日以後の基準） ^{※4、※13}
若者雇用促進法に基づく認定 ^{※14} （ユースエール認定企業）	

※1：「女性活躍推進法特集ページ」参照。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

※2：女性活躍推進法第12条に基づく認定

※3：女性活躍推進法第9条に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※4：常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※5：「くるみんマーク・プラチナくるみんマーク・トライくるみんマークについて」参照。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html

- ※6：次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※7：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の基準による認定
- ※8：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の基準による認定（ただし、※10及び※12の認定を除く。）
- ※9：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の基準による認定
- ※10：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条の基準による認定（ただし、※12の認定を除く。）
- ※11：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号の基準による認定
- ※12：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた平成29年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条の基準による認定
- ※13：次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの
- ※14：ユースエール認定制度

<https://wakamono-koyou->

sokushin.mhlw.go.jp/search/service/staticpage.action?action=ouensengen#youthyale-area